

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

平成24年に成立した子ども・子育て関連三法案等の法律に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月からスタートする予定です。

この新制度では、各市町村が地域の子育て家庭の状況や子育て支援へのニーズを把握し、これに見合った事業を計画的に実施していくことになっています。現在、町では昨年12月に実施したアンケート調査の結果などを踏まえて、新制度に対応した「子ども・子育て支援事業計画」（27年度を初年度とする5カ年計画）の策定作業を進めています。

※子ども・子育て関連三法とは、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律の総称です。



1. 新制度における主な取り組みについて

- ・子育てにおいて町民が利用したい事業を見直し、地域全体で子育て支援を推進するための各種事業を行います。
- ・保育園や幼稚園での乳幼児期の教育や保育について、家庭や地域の実情を考慮して量と質の向上を図ります。
- ・放課後児童対策については、家庭や地域の実情を考慮しながら、環境改善等を進めます。

2. 保育園・幼稚園等における利用申込みについて

新制度において、手続きはこれまでと時期や流れが大きく異なるものではありませんが、保育園・幼稚園等を利用される保護者の方に、町による「支給認定」を受けていただくことになります。この支給認定は、町の基準に基づいて教育や保育の利用時間を3つの区分に認定するもので、この区分に応じて施設等の利用先が決まります。

3. 新制度の利用に係る保育料について

保育園や幼稚園などの施設利用に係る保育料は、従来どおり保護者の所得に応じた負担（応能負担）が基本です。なお、27年度の保育料については今後設定していく予定です。

※新制度に関する新しい情報は、広報や町のホームページ等でお知らせします。

3つの認定区分

1号認定

教育標準時間認定 満3歳以上の教育を希望する子ども

利用先 幼稚園、認定こども園

2号認定

保育認定（満3歳以上） 満3歳以上の保育を必要とする子ども

利用先 保育所、認定こども園

3号認定

保育認定（満3歳未満） 満3歳未満の保育を必要とする子ども

利用先 保育所、認定こども園、地域型保育

※新制度へ移行しない私立幼稚園は、支給認定を受けずに入園可能です。
新制度の詳細は内閣府ホームページをご覧ください。

●内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

●お問い合わせ先

教育委員会 子育て教育係 電話 0267 (56) 2311 有線 2311